

ただし、上記の確認事項は大規模な事故の発生を防ぎ、最低限の公衆衛生を確保するための限定的な内容となっており、浄化槽全体の被害状況を把握するためには不十分である。したがって、「状況確認」の結果がいかなる評価であったとしても、後述する「詳細確認」を実施するまでの間は暫定的な使用期間として取り扱うこととする。

上記の①～③について、一点も該当しないことが明らかな場合は、当該浄化槽は当面使用可能と判断する。反対に、一点でも該当した場合、または確認不可能な点があった場合は、その浄化槽は使用せず、速やかに住民が委託契約している保守点検業者に連絡することとされている(図-11 の②・③)。保守点検業者が被災し、連絡が取れない等、対応が不可能な場合は当該地域の指定検査機関、または市町村の担当窓口連絡する。

一方、近隣の施設のトイレないし浄化槽もしくは仮設トイレ等を利用可能であるなど、地域的な被害状況が比較的軽い場合には、衛生的な問題の発生を未然に防ぐことを優先し、当該地域の地方公共団体において判断基準をより厳しく位置づけることも検討する。

4) 暫定的な使用期間の目安

なお、東日本大震災を含む過去の大規模な自然災害の実績では、電気、ガス、水道等の各種インフラストラクチャーは概ね1ヶ月のうちに9割以上の復旧が可能であった【参考文献⑦】。このことを踏まえ、被災した浄化槽の暫定的な使用期間は最長3ヶ月を目途とし、その間のなるべく早い段階において平常使用が可能となるよう、本格的な機能回復を目指すこととする。

ただし、被害が甚大なため3ヶ月程度での機能回復が不可能な場合は、当該浄化槽周辺に対して、「(2)応急対応 1)衛生対策」にて後述する消毒作業の継続的な徹底が求められる。

5) 「状況確認」の結果に関する情報伝達

「状況確認」の結果、得られた情報に関して、浄化槽関係者における情報伝達ならびにその活用は、概ね図-11のように想定される。

被害状況について連絡を受けた保守点検業者は、後述する「詳細確認」ならびに「応急処置」を実施することに加え、「状況確認」の内容を指定検査機関に連絡する(図-11 の④)。連絡を受けた指定検査機関は、浄化槽被害に関する情報を整理(図-11 の⑤)した後、地方公共団体や地域の浄化槽業界団体事務局と共有する(図-11 の⑥・⑦)。

被害情報を共有した地方公共団体では、必要に応じて仮設トイレを設ける等、住民の生活に著しい支障を来さないよう支援を行うことが望ましい(図-11 の⑧・⑨)。さらに、その備蓄状

況から仮設トイレが配備不可能である等、仮設トイレ以外の対応を緊急に要する施設の発生が想定される。このような施設については、地方公共団体より地域の浄化槽業界団体を介して保守点検業者等へ情報伝達を行う(図-11 の⑩・⑪・⑫・⑬)。

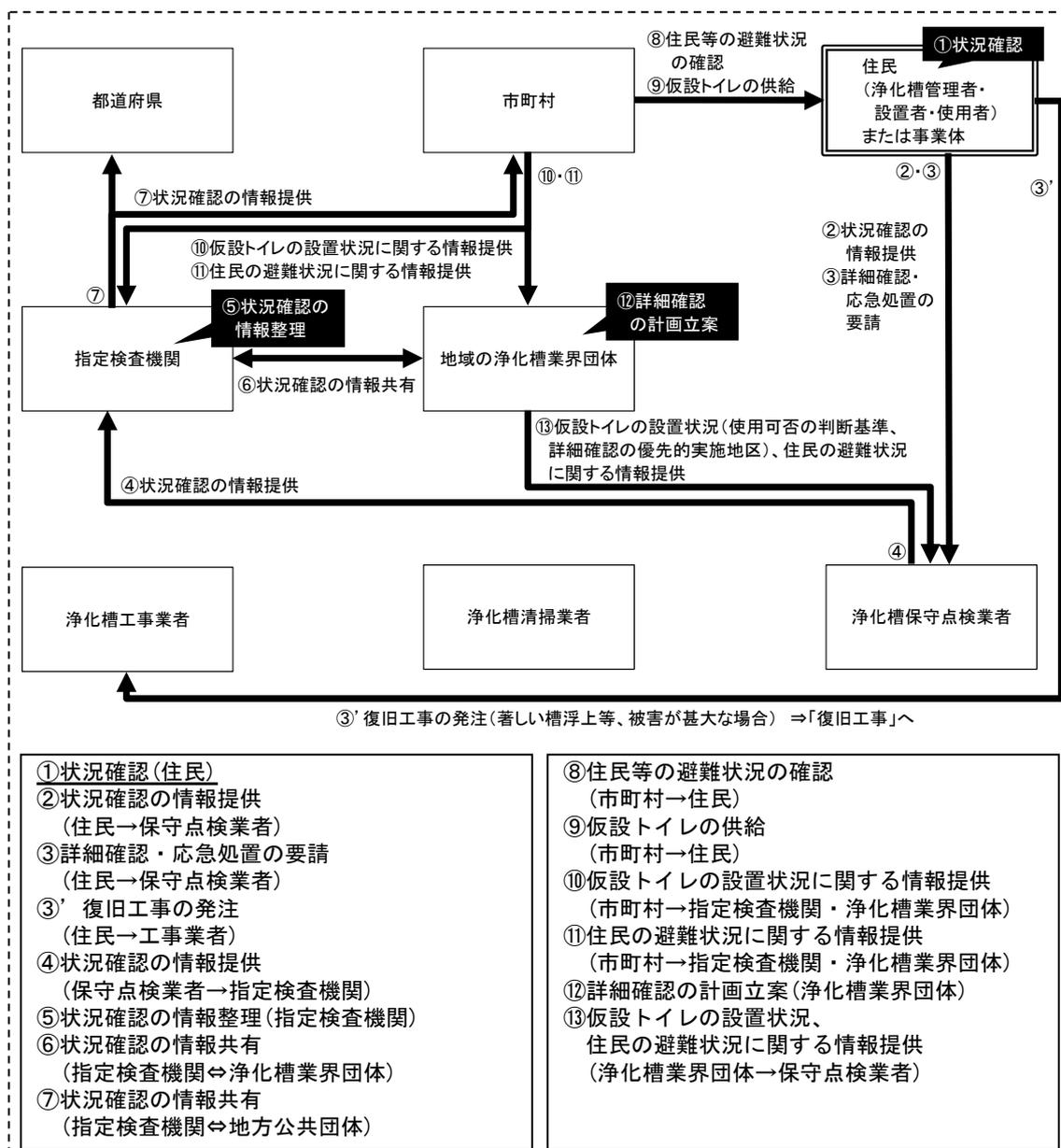


図-11 「状況確認」段階における情報伝達の例

また、「3」 「状況確認」の内容」で示した①～③に該当しない、あるいは住民の生活が再開されていない等、住民から保守点検業者に対して被害状況の連絡がない場合は、当該浄化槽に対する対応は緊急性が低いと解釈される。したがって、保守点検業者等は、生活が再開され、被害を受けたあるいはその可能性が高く、仮設トイレの配備等が不可能な施設を優先し

て、後述する「詳細確認」・「応急処置」を実施する。

こうした各施設の「詳細確認」・「応急処置」の優先度合については、浄化槽業界団体が面的な被害状況、住民の避難状況、及び仮設トイレの配備状況等を勘案して総合的に立案し、個々の保守点検業者へ伝達することが期待される(図-11の⑫・⑬)。

6) その他の留意事項

「状況確認」を行う以前に、使用者または近隣の住民より浄化槽等に関する異常が確認された場合は、速やかに後述する「詳細確認」ならびに「応急処置」を実施し、必要に応じて「復旧工事」を実施する。

また、避難場所に指定されている施設に設けられた浄化槽については、被災後間もなく不特定多数の被災者による利用が想定されるため、「状況確認」を省略して、後述する「詳細確認」を実施することが望ましい。